

## 津市職員住宅の管理に関する要綱

平成18年1月1日訓第19号

改正 平成20年4月30日訓第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の職員住宅の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員住宅」とは、職員（その同居に係る親族を含む。）を入居させるために本市が借り受けた住宅をいう。

2 この要綱において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員で政策財務部東京事務所に所属するものをいう。

(管理責任者)

第3条 職員住宅に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、東京事務所長をもって充てる。

(管理責任者の職務)

第4条 管理責任者は、次の職務を行う。

- (1) 職員住宅の維持管理に関すること。
- (2) 職員住宅への入居等に関すること。
- (3) その他市長が職員住宅の管理について必要と認めること。

(入居資格)

第5条 職員住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を満たす職員とする。

- (1) 常時職員住宅に居住すること。
- (2) その親族が同居する場合にあっては、当該親族は、主として職員の収入により生計を維持する者であること。

(入居の申込み)

第6条 職員住宅に入居しようとする職員は、職員住宅入居申込書（第1号様式）に所要事項を記入し、管理責任者を通じ市長に提出しなければならない。

(入居の承認)

第7条 市長は、前条の規定による職員住宅入居申込書の提出があったときは、入居資格の審査を行い、職員住宅への入居を承認するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により職員住宅への入居を承認した職員（以下「入居予定者」という。）に対しては、職員住宅入居承認書（第2号様式）を交付するものとする。

(入居手続)

第8条 前条第2項の規定により職員住宅入居承認書の交付を受けた入居予定者は、当該職員住宅入居承認書に記載された入居開始日（以下「入居開始日」という。）から起算して14日以内に誓約書（第3号様式）を管理責任者を通じ市長に提出し、かつ、当該職員住宅に入居しなければならない。ただし、市長は、入居予定者がやむを得ない事情により職員住宅に入居することができないと認めるときは、その入居の開始について延期することができる。

(入居承認の取消し)

第9条 市長は、入居予定者が前条の規定による誓約書の提出を怠ったとき、又は同条ただし書の規定に基づく承認を受けることなく同条に規定する期間内に職員住宅に入居しないときは、当該入居予定者に係る入居の承認を取り消すことができる。

(家賃)

第10条 職員住宅の家賃（以下「家賃」という。）は、入居開始日から当該職員住宅を明け渡した日までの間につき職員住宅への入居に係る職員（以下「入居者」という。）からこれを徴収する。

2 家賃は月額とし、その額は市長が別に定める。ただし、入居開始日又は職員住宅を明け渡した日が月の中途にかかるときは、その月分の家賃は、日割計算によって算定した額とする。

(家賃の納入)

第11条 家賃は、入居者に給与を支給する際、当該給与から当該家賃の額に相当する金額を控除するものとする。

(入居者の義務)

第12条 入居者は、職員住宅の使用について善良な管理者として必要な注意を払い、これを常に正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、職員住宅の全部又は一部を他の者に貸し付け、又はその入居の

権利を他の者に譲渡してはならない。

3 入居者は、職員住宅を当該入居者の住居以外の用途に供してはならない。

4 入居者は、職員住宅の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はその滅失若しくは損傷による損害を賠償しなければならない。

5 入居者は、職員住宅を模様替えし、又は増改築してはならない。

(入居者の費用負担義務)

第13条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道、電話及び下水道の使用料（基本使用料を含む。）
- (2) 職員住宅の浄化槽、受水槽及び高架水槽の保守管理等に要する費用
- (3) し尿及びごみの処分並びに清掃に要する費用
- (4) その他市長が通常入居者の負担であると認める費用

(入居期間)

第14条 職員住宅への入居の期間は、職員である間とする。

(職員住宅の明渡し)

第15条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日の翌日から起算して1週間以内に職員住宅を明け渡さなければならない。

- (1) 前条に規定する入居期間が満了したとき。
- (2) 職員住宅を廃止する必要があるため、その明渡しを請求されたとき。

2 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対して職員住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 第12条の規定に違反したとき。
- (2) 家賃を2月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由がなく、1月以上職員住宅に居住しないとき。
- (4) 故意又は重大な過失により職員住宅の全部又は一部を滅失し、又は損傷したとき。
- (5) 職員住宅の管理について必要な指示等に従わないとき。

3 入居者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日の翌日から起算して14日以内に職員住宅を明け渡さなければならない。

4 入居者は、第1項及び前項の規定により職員住宅を明け渡す場合において、当該明渡しに伴う補償を請求することができない。

(職員住宅の返還)

第16条 入居者は、職員住宅を退去しようとするとき（前条第1項及び第3項の規定により、明渡しをするときを含む。）は、その退去する日の5日前までに職員住宅返還届（第4号様式）を管理責任者を通じ市長に提出し、管理責任者の検査を受けなければならない。

（報告）

第17条 入居者は、職員住宅の全部若しくは一部を滅失し、若しくは損傷し、又は職員住宅が災害等により被害を受けたときは、直ちにその状況を管理責任者を通じ市長に報告しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の施行前に合併前の津市職員住宅の管理に関する規程（平成8年津市訓第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年4月30日訓第39号）

この訓は、平成20年5月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

職員住宅入居申込書

年 月 日

（あて先）津市長

次のとおり職員住宅への入居を申し込みます。

申 込 者	氏 名	印
	所 属	
	職 名	
	職 員 番 号	

	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
同 居 す る 親 族			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

第2号様式（第7条関係）

職員住宅入居承認書

津市指令（記号番号）  
年 月 日

所 属  
氏 名 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのあった職員住宅への入居については、津市職員住宅の管理に関する要綱第7条の規定により、次の条件を付けて許可します。

- 1 職員住宅所在地
- 2 職員住宅番号
- 3 家賃の額
- 4 入居開始日
- 5 入居条件等

第3号様式（第8条関係）

誓 約 書

（あて先）津市長

所 属

氏 名



年 月 日付け津市指令（記号番号）により次の職員住宅への入居の承認を受けましたので、入居後は津市職員住宅の管理に関する要綱の定めるところに従って使用することはもちろん、貴職及び管理責任者の御指示に従うことを誓約します。

- 1 職員住宅所在地
- 2 職員住宅番号

第4号様式（第16条関係）

職員住宅返還届

年 月 日

（あて先）津市長

所 属  
氏 名

印

次のとおり職員住宅を返還しますのでお届けします。

- 1 職員住宅所在地
- 2 職員住宅番号
- 3 退去予定日
- 4 電気、ガス、水道等の使用料等の処置